

## 第48回兵庫県高等学校総合文化祭 自然科学部門発表会 <審査基準>

### 1. 口頭発表（本選）の審査について \* 全国高等学校総合文化祭の審査基準に基づく

- (1) 口頭発表は、12分以内で研究内容・研究成果を、プレゼンテーションソフト等を用いて審査委員に説明する。その後、質疑応答を行う。
- (2) 審査は、次のI～IIにより行われる。
  - I. 発表前に提出された論文による事前審査（計10点）
    - a. 論文のまとめ方は適切であるか。（5点）  
(調査・研究の目的や方法、情報の収集や処理、結果などの各項目が記載されているか)
    - b. 調査・研究の手段に創意工夫がなされ、結果の処理などが適切であるか。（5点）  
(調査・研究法でのアイデア、調査結果・実験データ・各種資料の処理上のアイデア)
  - II. 発表会場における当日審査（計30点）
    - a. 発表の手段や方法は適切であるか。（10点）  
(プレゼンテーションソフト、チャート、スライドなどの作成技術、使用法)
    - b. 調査・研究の結果に基づいた推論が出されているか。（10点）  
(データに基づいた推論がなされているか、事実と仮定の区分は明確になされているか等)
    - c. 発表の態度や質疑応答の回答は適切であるか。（10点）  
(発表時間は有効に使えたか、発表に説得力はあったか)
- (3) 口頭発表論文はA4 2ページとし、書式等は別に定める。
- (4) 事前審査10点、当日審査30点、合計40点を満点とする。
- (5) 部門毎に分野別審査委員会を実施し、合議の上、算出された得点により審査を行う。
- (6) 順位・受賞発表は、得点をもとにして、審査委員会で決定する。なお、得点が同点の場合は、当日審査の得点が上の発表を上位とする。
- (7) 各分野で2～3団体が発表の後、各委員の数値評価を照らし合わせ採点基準を統一する。
- (8) 時間内の質疑応答が不十分の場合、審査委員は口頭発表後のポスター発表（フリーセッション）にて質疑を行い、審査の参考とすることができる。
- (9) 各分野で最も得点の高かった4つの発表について、2日目の午前に審査委員全員でビデオ審査し、全体の最優秀賞を決定する。繰り上がって分野最優秀賞となる団体についても、審査委員会で全国総文に県代表として推薦できる発表であるかどうかを判断し、そのレベルにないと判断された場合は、分野最優秀賞は与えず、全国総文へ推薦しない。
- (10) 機器の不具合等によりビデオ審査が行えなかった場合は、直接審査による得点と審査委員の協議によって最終的な順位及び上位大会への推薦団体を決定する。
- (11) 審査結果は、閉会式で審査委員長が発表する。

### 2. 口頭発表（予選）の審査について \* 記載がないものは上記1. に準ずる

- (1) 発表前に提出された論文による事前審査で高得点の団体は予選を免除する。
- (2) 予選審査は予選審査委員(2名以上)により行う。全団体終了後、分野別予選審査委員会を実施し、合議の上、算出された得点（30点）と本選審査委員により算出された事前審査の得点（10点）を合算し、その得点を元に本選進出団体を決定する。なお、得点が同点の場合は、論文の得点が上の団体を上位とする。
- (3) 各分野で2～3団体が発表の後、各委員の数値評価を照らし合わせ採点基準を統一する。
- (4) 同一分野が2会場に分かれる場合は各会場の上位3団体についてのみビデオ審査を行う。
- (5) 審査結果は、翌日の開会式までに各団体の顧問へ通知する。

### 3. 環境・普及活動発表の審査について

- (1) 発表は、10分以内で研究内容・研究成果を、ポスターを用いて審査委員に説明する。その後、質疑応答を行う。
- (2) 審査は、次のI, IIにより行われる。

#### I 活動方法（10点）

- ・研究以外の活動（環境保全活動や科学ボランティア活動等）の成果
- ・活動による地域や対象者の変容、活動対象の変動及びその評価

#### II 貢献度及び継続性（10点）

- ・生徒の主体性・継続性
- ・地域等との連携や対象の規模

- (3) 本カテゴリーの受賞団体に次年度の発表への制限はない。ただし、発表の際、当該団体は前年度を基準として1年間の取り組みについての新規性や工夫点を評価する。
- (4) 論文はA4 1ページとし、審査の副資料とする。
- (5) 合議の上、算出された得点により審査を行う。
- (6) 順位・受賞発表は、得点をもとにして、審査委員会で決定する。
- (7) 審査委員会は部長もしくは副部長1名と高校教員もしくは経験者から選出し4名程度とする。

### 4. ポスター発表の審査について

- (1) 各団体の生徒と顧問にそれぞれが優秀と評価した団体を3つ選んで投票し、その結果で表彰を行う。なお、投票のルールは以下のとおりとする。
  - I 必ずそれぞれが3団体を選ぶ。（生徒と顧問の重複は可、生徒内、顧問内の重複は不可）
  - II 顧問が勤務校の団体へ投票した場合、その部分については無効とする。
  - III 生徒が自団体への投票した場合、その部分については無効とする。
  - IV 既定の投票用紙以外での投票は無効とする。
- (2) 2日目午前中の発表後の昼休憩中に投票を行う。午後のポスター審査委員会にて集計し、表彰される団体を決定する。